

2020年5月28日  
みなとみらい二十一熱供給株式会社

新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく  
緊急事態宣言解除に伴う対応について

平素は当社熱供給事業にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社では新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、4月13日（月）より一部を除く社員の原則 在宅勤務（リモートワーク）を実施しておりました。

5月25日（月）に神奈川県への緊急事態宣言が解除されたことを受けて、6月1日（月）より原則通常勤務体制といたします。

在宅勤務実施期間終了後も引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

横浜市中区桜木町 1-1-45  
みなとみらい二十一熱供給株式会社  
045-221-0321（代表）